

競争契約における一者応札の改善に向けた取り組み

情報通信研究機構においては、平成 20 年 1 月 31 日に随意契約見直し計画を策定し、随意契約の見直しを行い、調達の適正化の取り組みを進めているところであります。

その結果、競争性のない随意契約は、平成 19 年度において、契約件数 1,065 件、契約金額 9.9 億円であったが、平成 20 年度においては、契約件数 65 件、契約金額 1.7 億円となり、件数では 94% 減少、金額は 8.2 億円の減少となった。

一方、一般競争契約は、平成 19 年度において、契約件数 571 件、契約金額 13.6 億円であったが、平成 20 年度においては、契約件数 927 件、契約金額 21.5 億円となり、競争契約の件数については 62% 増加、金額は 7.9 億円の増加となった。

しかしながら、平成 19 年度における契約に係る応札・応募の状況は、一般競争契約の件数に占める一者応札件数は 8.2%、また、平成 20 年度においては、一般競争契約の件数に占める一者応札件数は 7.5% となっており、改善の傾向にあるものの、今後も、一者応札の改善に向けた取り組みを進めて行く必要があります。

このため、以下のとおり改善策の検討を行ったので、今後、改善策を随時実施し一者応札の改善を行うこととする。

1 入札参加資格の改善

従来、競争契約における入札参加資格は、国の契約の入札参加有資格者としていたが、機構独自で入札参加資格者を認定することし、入札参加者の拡大に努める。

2 契約情報の充実

入札公告については、現在、機構内掲示板及び当機構ホームページにより行っているが、今後はできる限り入札に関する調達仕様書、入札説明書等についても掲載する。

3 契約条件の緩和

応募要件・契約条件については、競争を事実上制限することのないよう十分留意して設定しているところであるが、今後とも業務内容を勘案し、過渡の制約とならないよう、仕様内容の明確化に努める。

4 一者応札・応募案件の事後点検

一者応札となった案件について、その結果をより競争性のある調達の実施に反映させるため、入札説明書・仕様書を複数者が受け取った場合は、入札に参加しなかった理由を調査し、原因分析の後、今後の入札参加者の拡大に努める。